

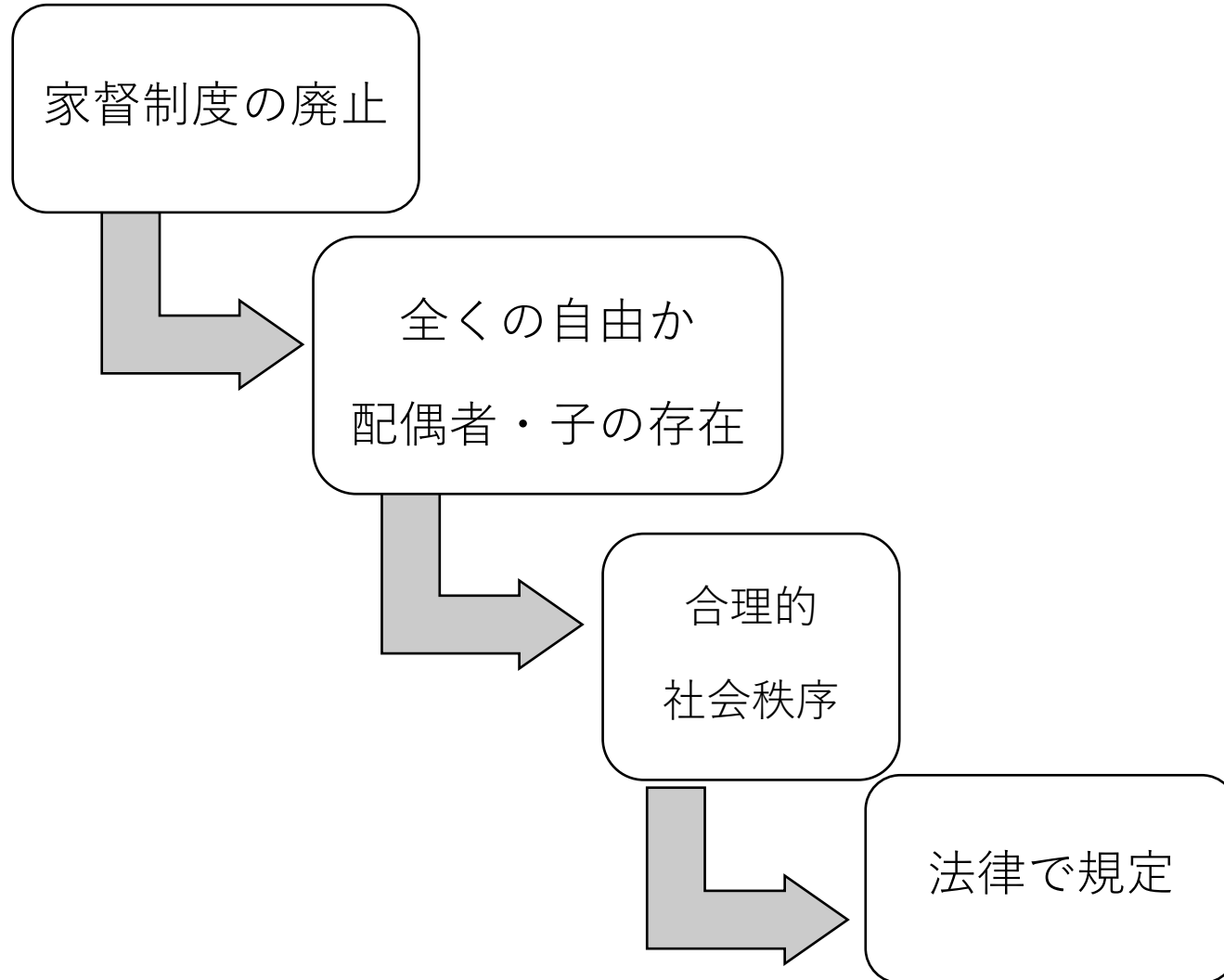
相続の基礎知識－ 2

[相続と信託]

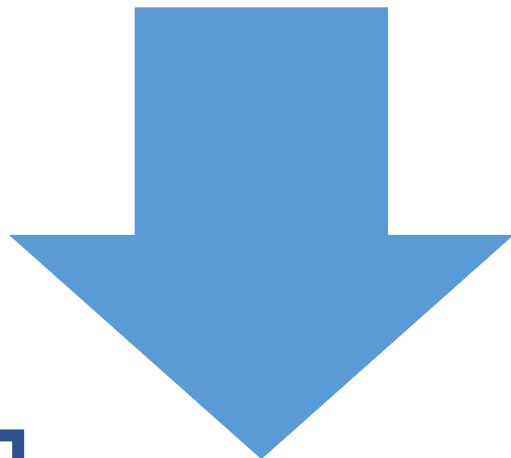
野畑証券研修

2021.11.25

# 相続制度



自由



社会的合意・法律



制限



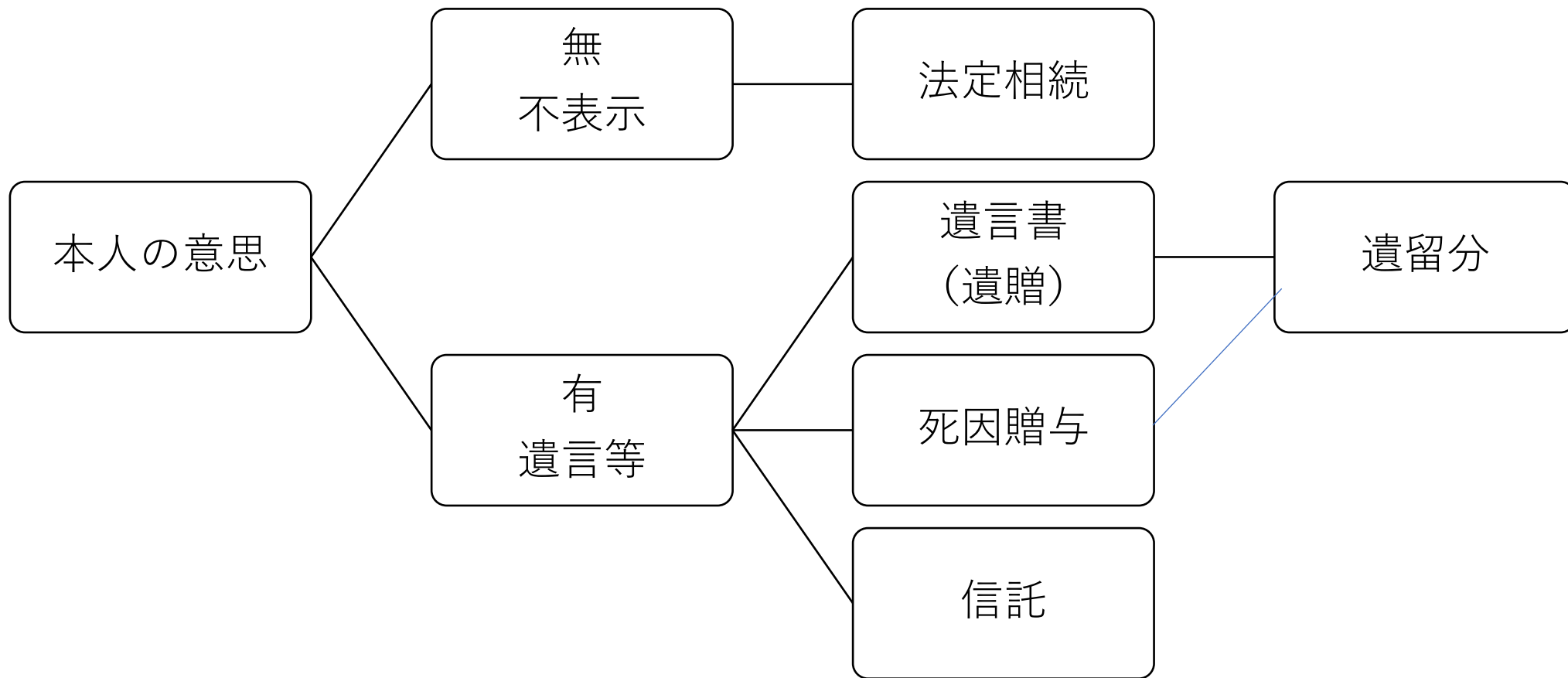
# 社会的合意・民法・相続法の規定

## 故人の意思の推定

- 法定相続分
- 配偶者保護が強まる傾向

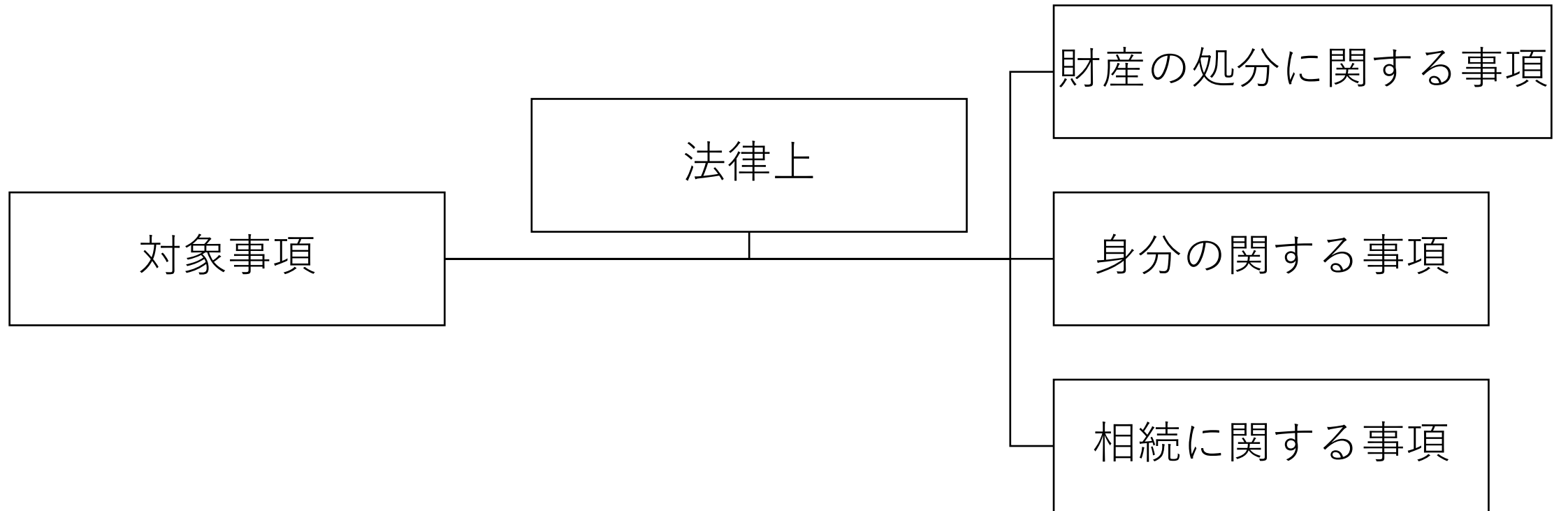
## 故人の意思の制限

- 遺留分
- 法定相続人の保護



	当事者合意	形式	撤回	年齢	始期付き所有 権移転仮登記	効力発生
遺贈	✕	遺言書	○	15歳以上 (民961)	✕	死亡時
死因贈与	○契約	非形式	○ ✕ (負担付 き)	非制限 (行為能力民 5)	○	死亡時

# 遺言の対象事項



## 遺言書の内容

○相続分の指定、遺産分割方法の指定、遺贈、寄付、遺産分割の禁止（5年以内）  
認知、相続人の廃除、保険金受取人の変更、遺言執行者・遺言執行者を指定する人などを指定

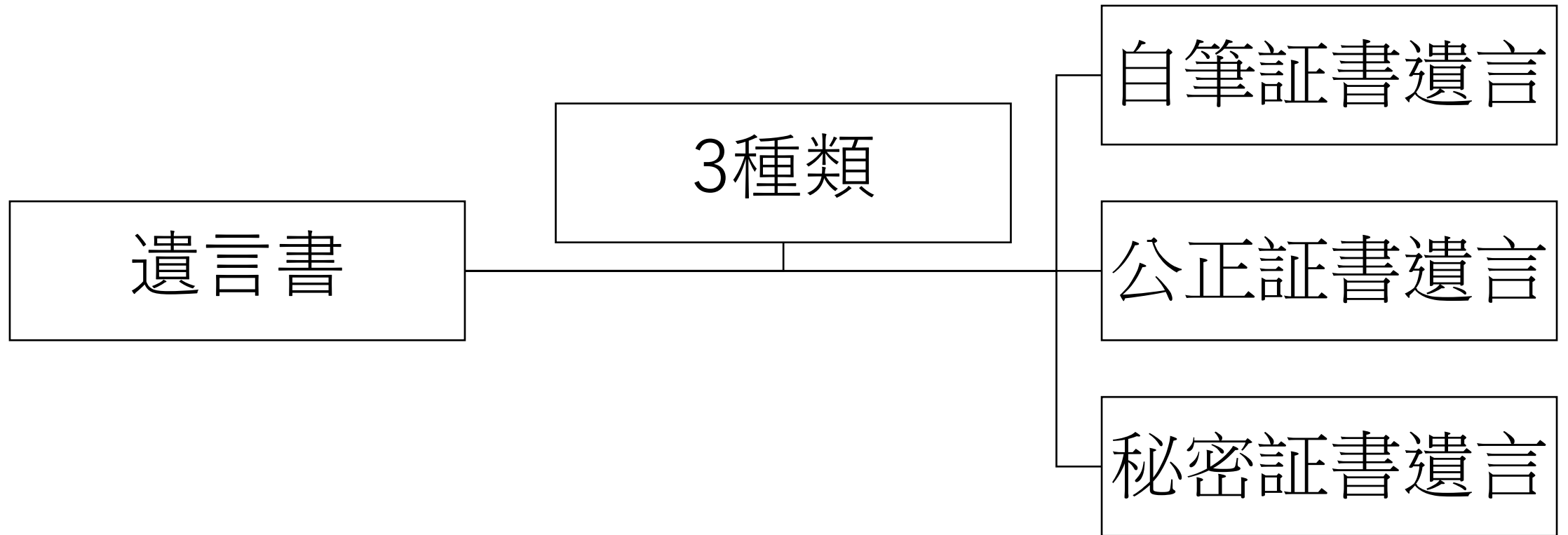


## 遺言書（財産）

○遺言書は、誰が、どの財産を、どの程度の割合で相続するのかを指定するもの

○相続させる内容を指定できるほかにも、「相続させない・廃除」と指定することも認められている。

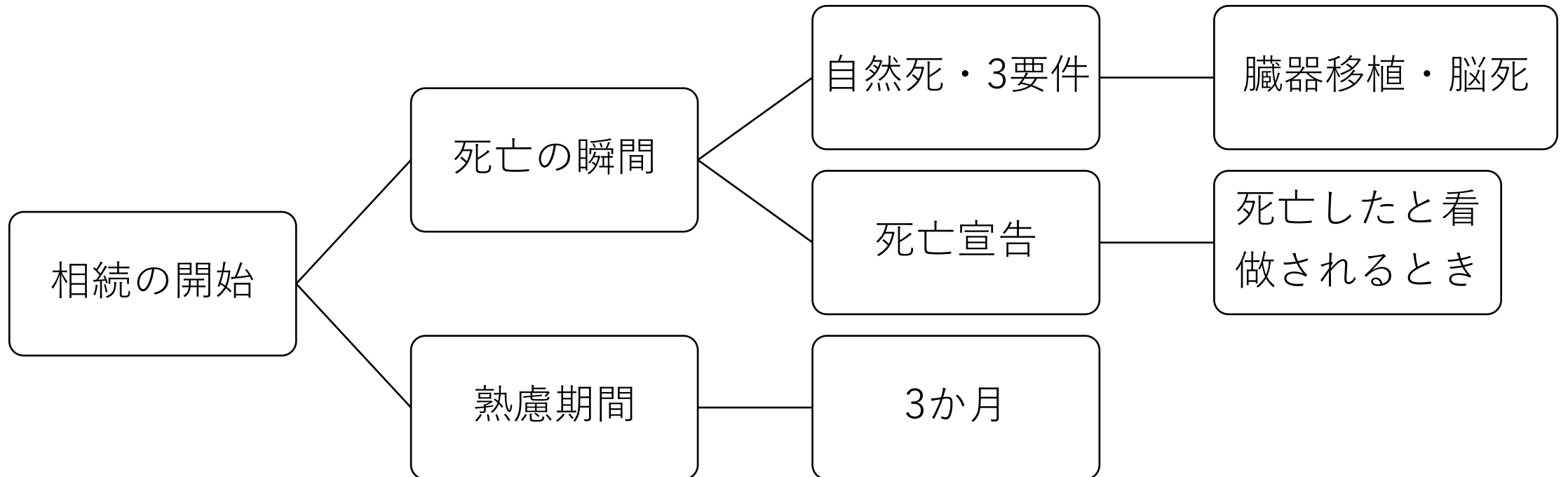
# 遺言書の種類



# 遺言書の種類

	証人	秘匿性	保管方法	費用	家庭裁判所の検認	利用度
自筆証書遺言	不要	○	本人	無料	必要	多いが、トラブルになり易い
公正証書遺言	2人	証人が承知	原本公証人	公証人料金 (相続財産による) + 証人	不要	法的に確実 紛失しても 再発行可能
秘密証書遺言	2人	○ 公証人・商人 とも見ない	本人	公証人料金 + 証人	必要	実例少ない

# 相続の開始

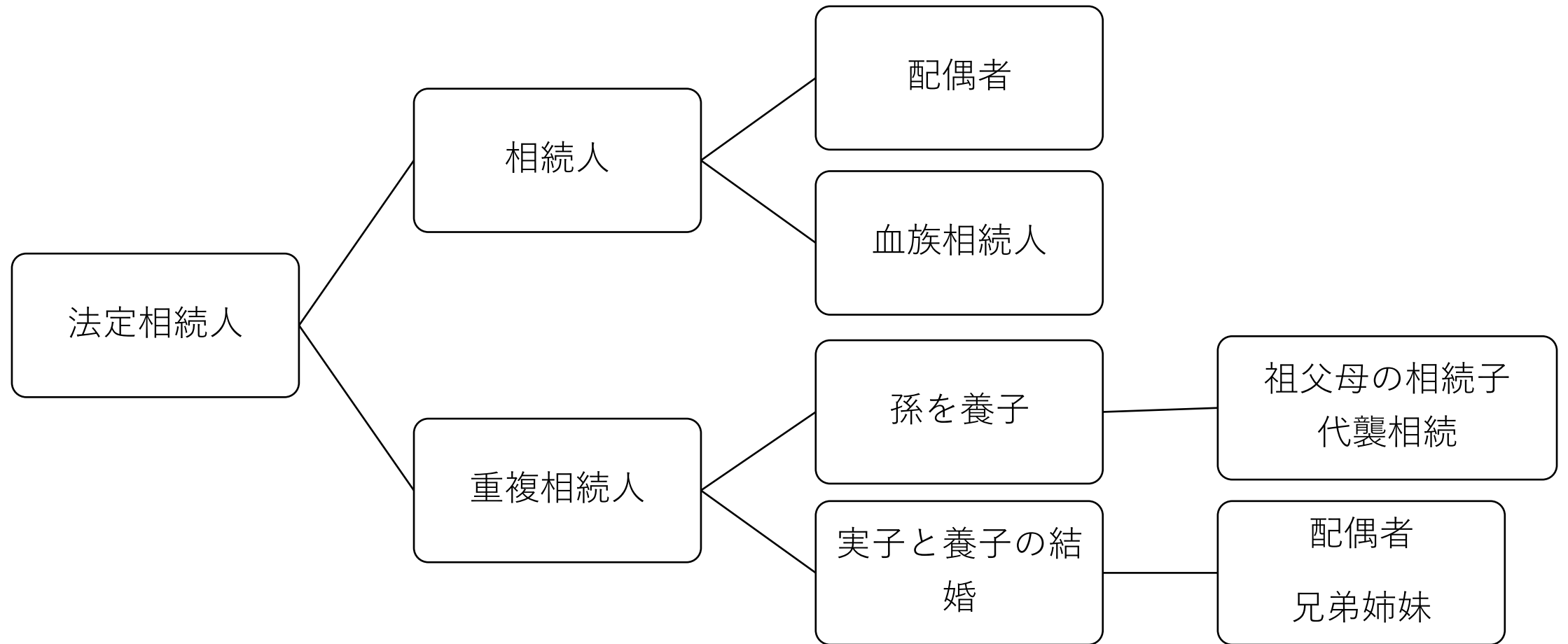


# 相続の場所、費用

- 相続の場所 個人の住所
- 相続財産（積消極）遺産と同じ  
（祭祀用の財産は入らない）
- 相続に関する費用  
相続の管理に関する経費  
（相続財産から支弁）

相続人	法定相続分	遺留分
配偶者のみ	全て	1/2
配偶者と子	配偶者1/2、子1/2	配偶者1/4、子1/4
配偶者と父母	配偶者2/3、父母1/3	配偶者1/3、父母1/6
配偶者と兄弟姉妹	配偶者3/4、兄弟姉妹1/4	配偶者1/2
子のみ	全て	子1/2
父母のみ	全て	父母1/3
兄弟姉妹のみ	全て	無し

# 法定相続人



# 法定相続人の取扱い

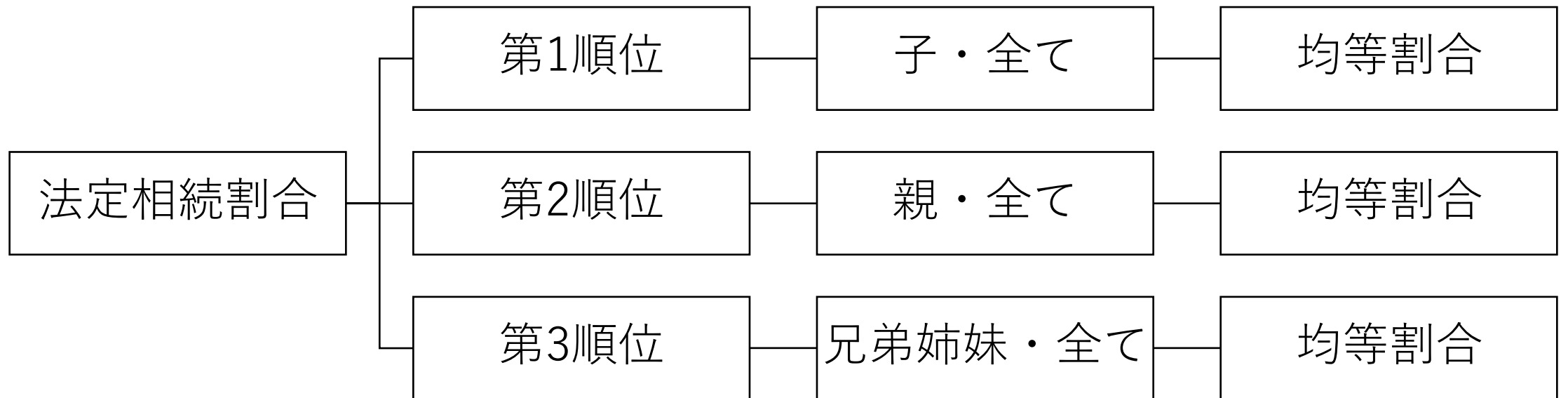




# 法定相続（配偶者有・同順位）



# 法定相続（配偶者なし）



# 法定相続・遺留分の修正制度



# 特別受益

○共同相続人の中に、故人営業資金の援助などの生計の資本として、贈与（生計の基本）・遺贈を受けた人（特別受益者）がいる場合

共同相続人間の公平の観点から



故人の相続開始時の財産に加えて、その贈与・遺贈された財産も相続財産に加える。

特別受益者は、加算した相続財産の相続分から贈与・遺贈を差し引かれる

## 寄与分

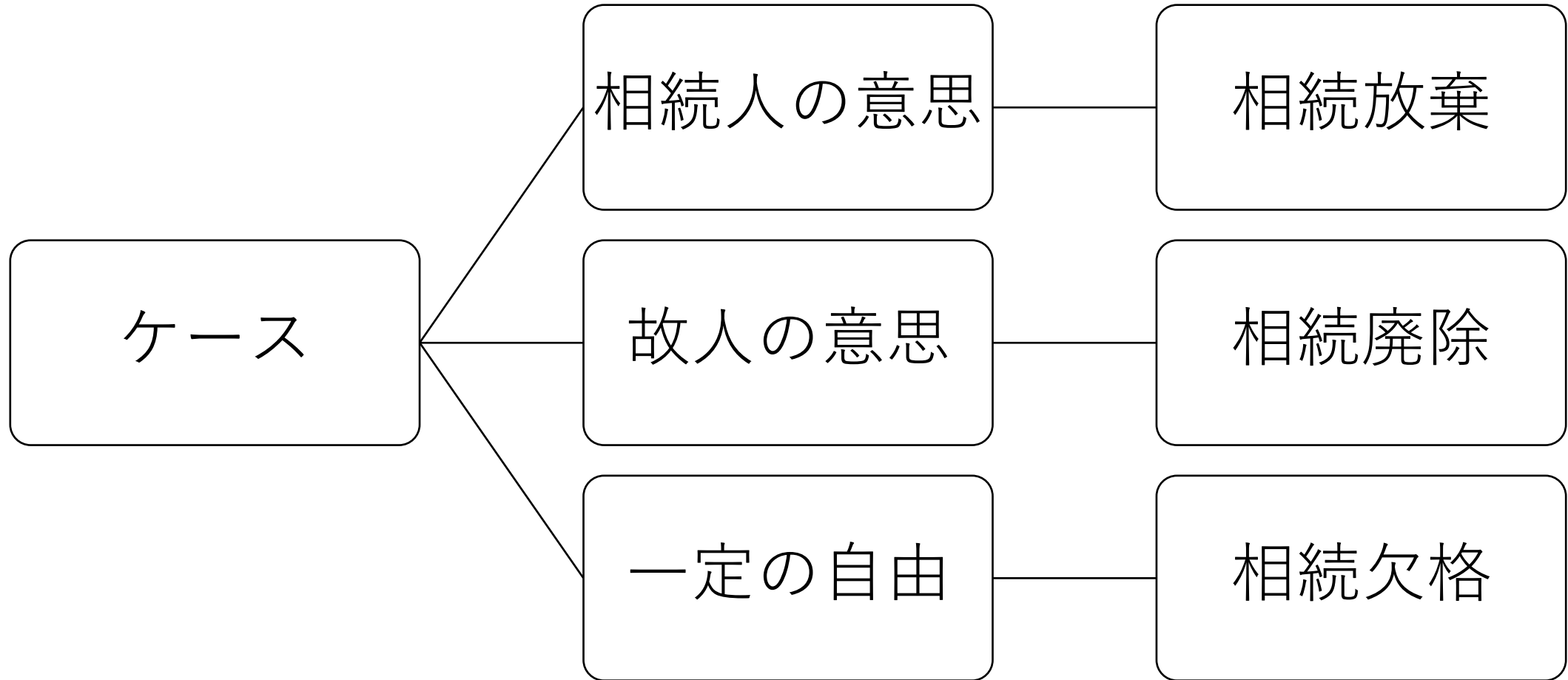
○共同相続人の中に、故人の財産の維持または増加に特別に寄与した人（寄与者）がいる場合、共同相続人間の公平の観点から



寄与者に対してその相応の額を「寄与分」として与えるため相続財産から除く制度

寄与者は、除外後の相続財産相続分 + 寄与分

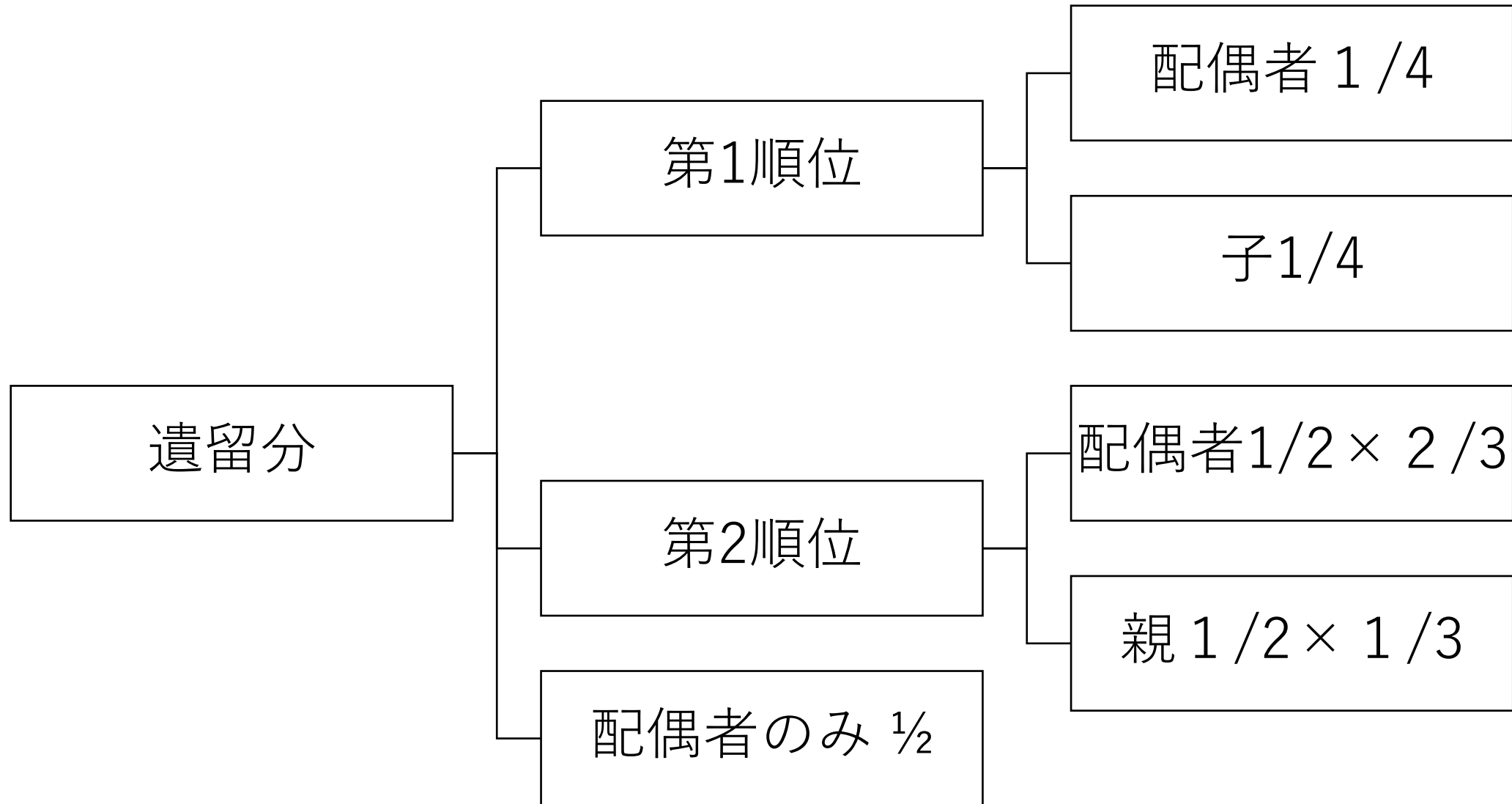
# 相続から外れる場合



# 遺留分（権利行使・主張）

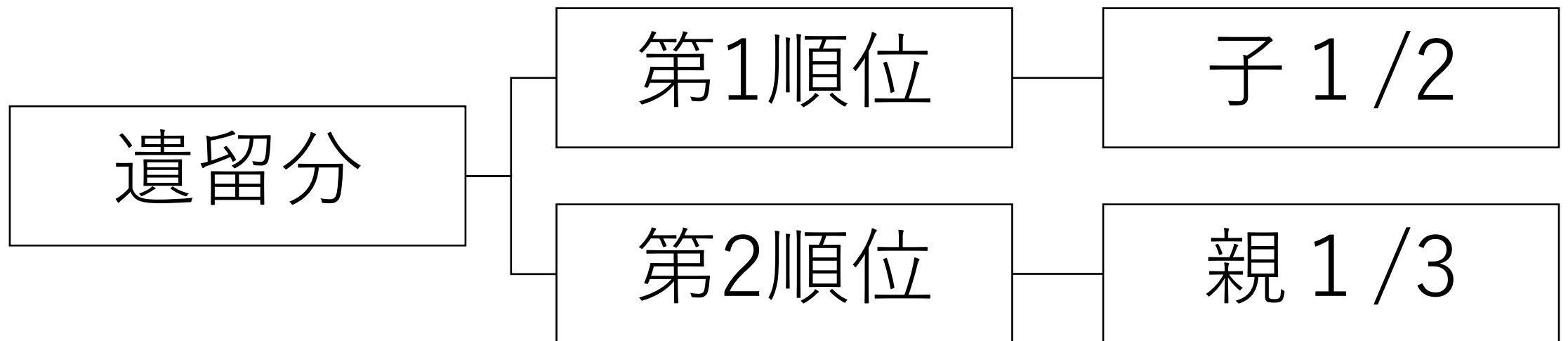
- 遺留分とは、相続人に保障される相続財産の一定割合
- 遺留分を有するのは、相続人のうち、配偶者、子、両親  
兄弟姉妹は除く

# 遺留分（配偶者有）

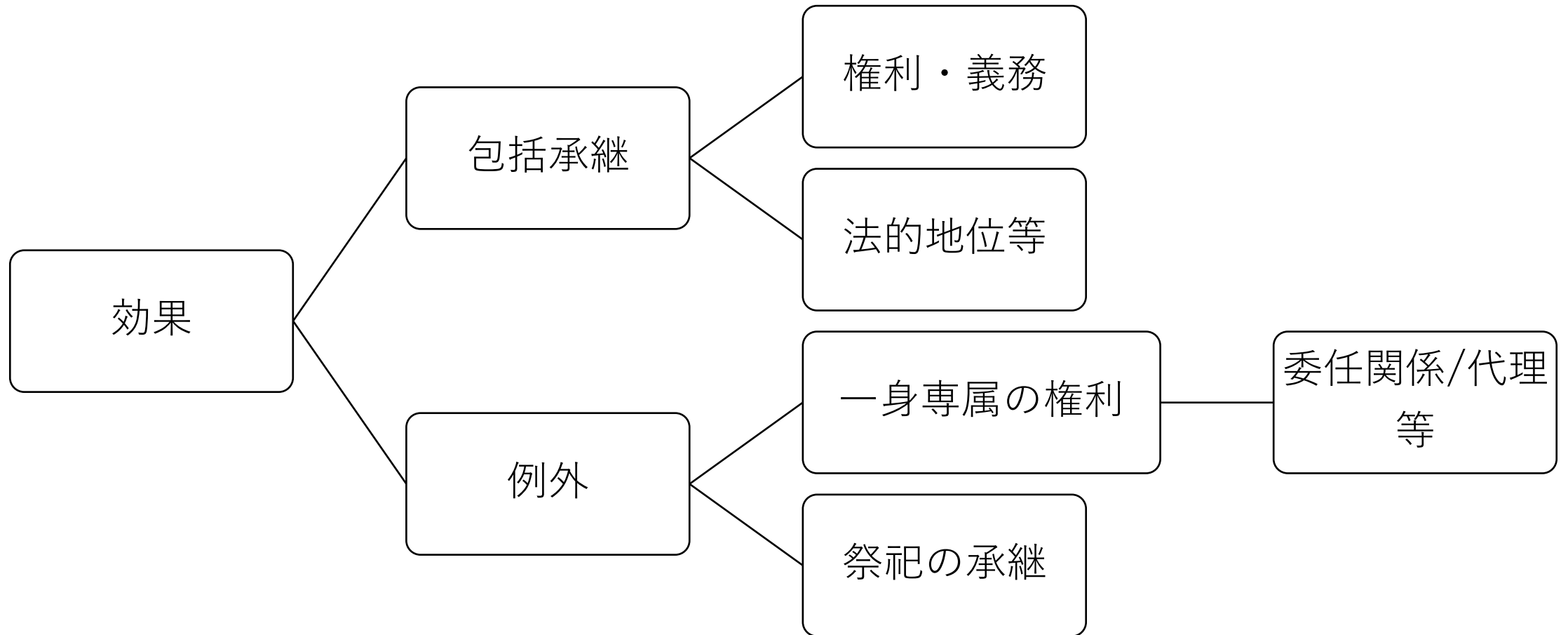




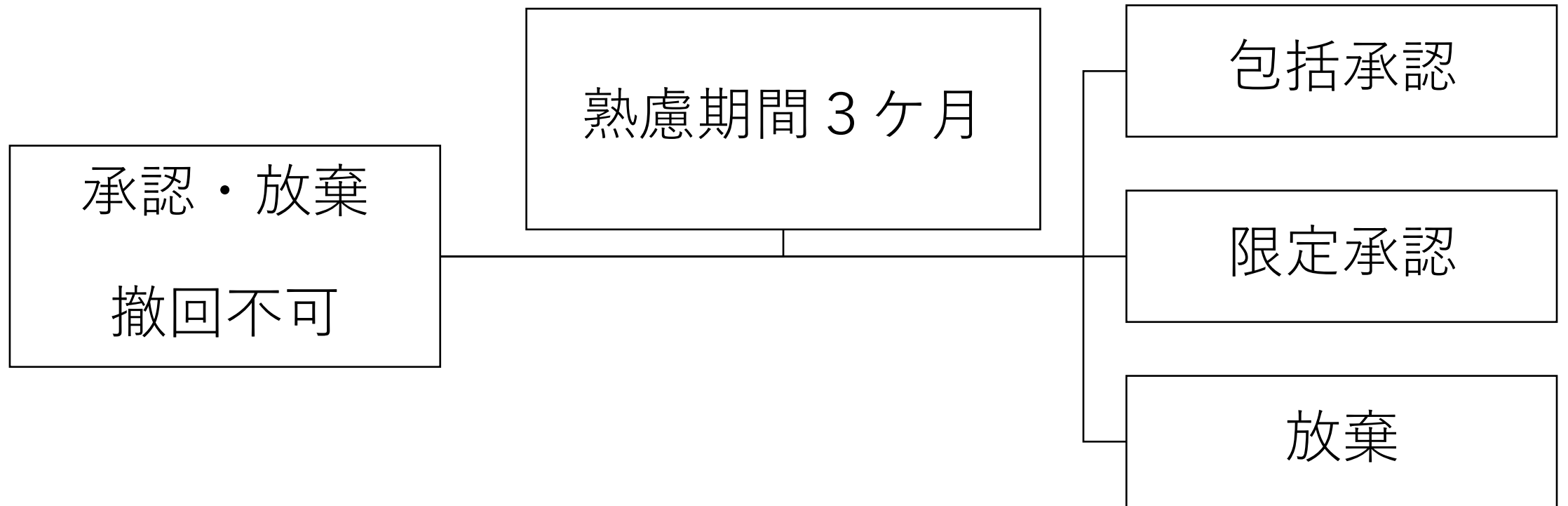
# 遺留分（配偶者なし）



# 相続の効果



# 相続の承認、放棄



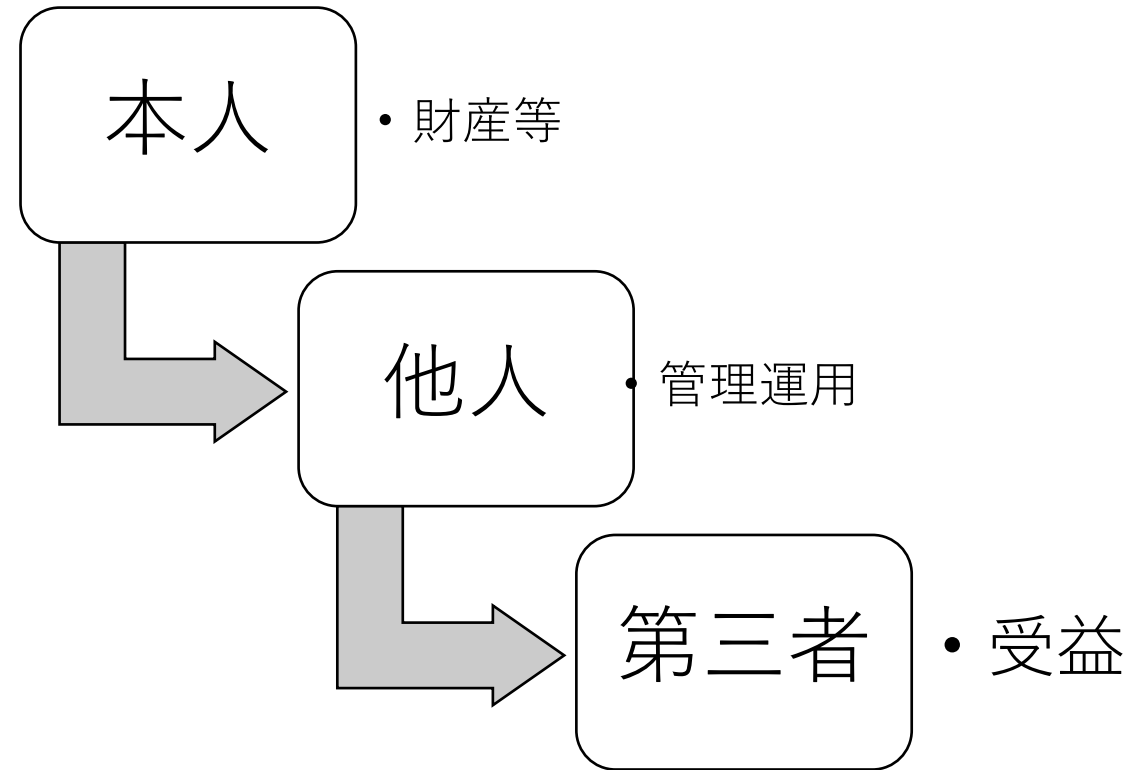
# 信託制度の本質

①代理や委託、会社など他者を利用する場合に用いられる3者間の法律制度の一つ

◎信託の目的に則り、本人と他者、第三者の利益バランスを信託義務で衡るもの

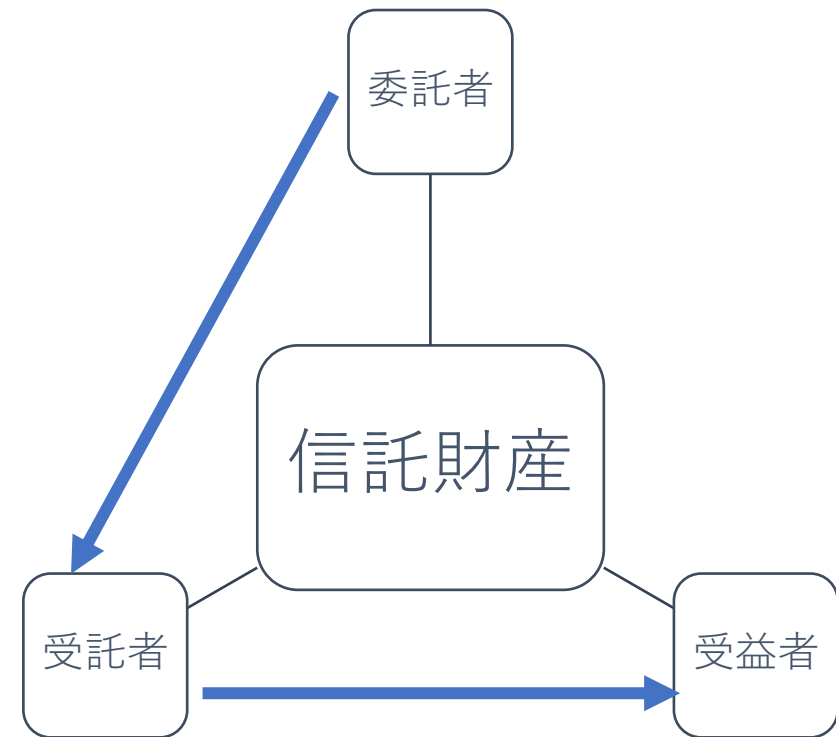
◎ノーベル経済学賞イェール大学シラー教授

「人類が創り挙げた最も優れた金融制度」

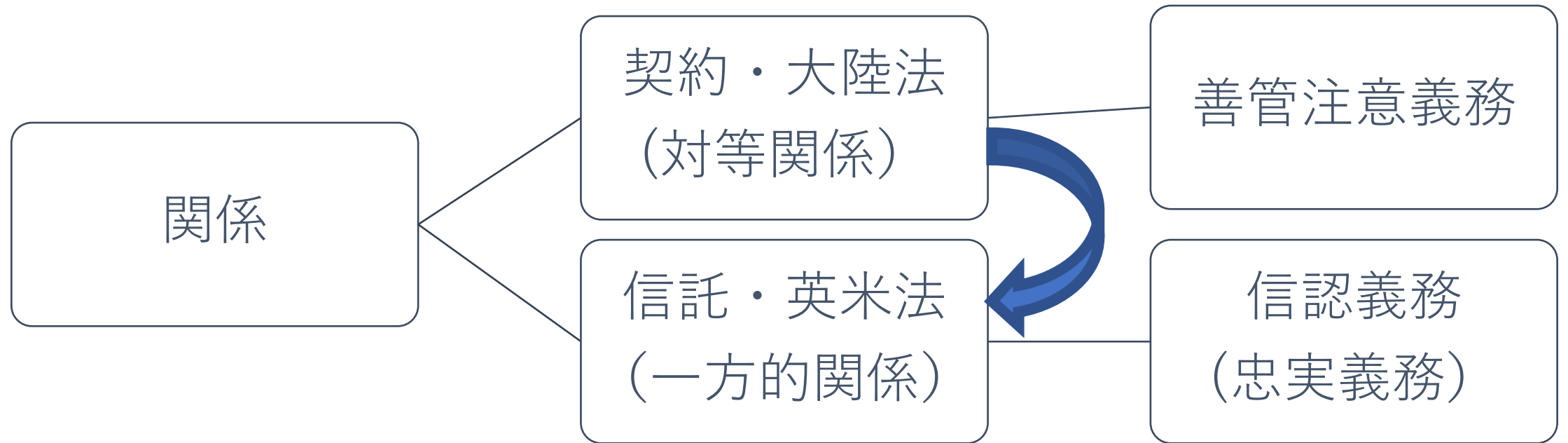


# 信託制度の基本構造

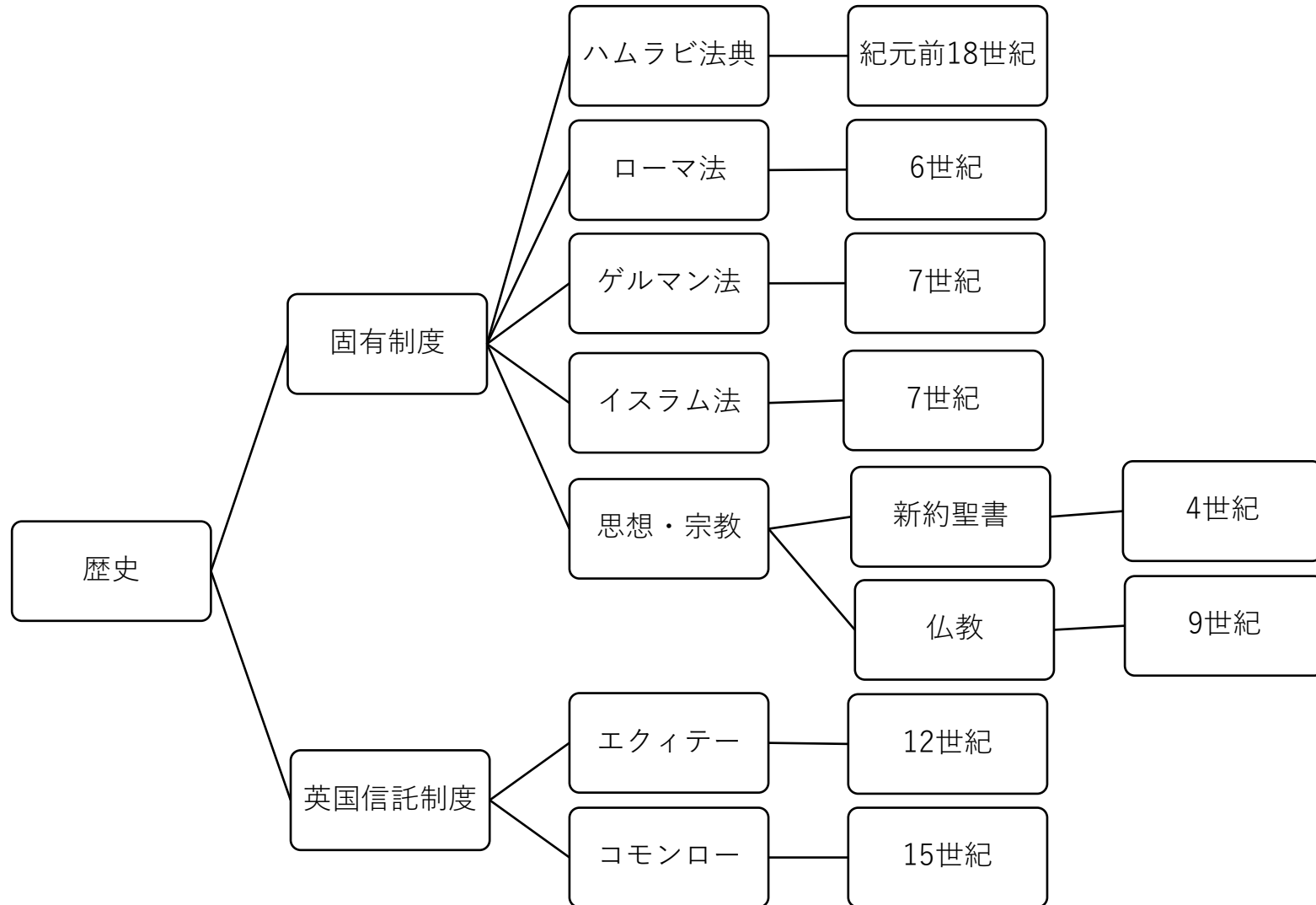
- ①信託対象財産を有する者（委託者）が
- ②特定の目的で信頼に足る者（受託者）に財産の管理・運用を任せ、
- ◎その結果を第三者（受益者）に与える、法的システム



# 信託制度と日本の民法の関係「水と油」



# 信託制度の歴史



# ハムラビ法典 (Code of Hammurabi)

◎ハムラビ法典 (バビロニアを統治したハムラビ王が発布 (BC1792年~1750年))

◎盛んな交易とその交易を可能とする制度を法典化

◎本人である商人が、他人を使い旅行や投資のための資金や第三者との交易のための商品を預ける場合の責任を規律



(資料：ルーブル美術館)



# ローマ法 (Roman law)

- ◎ローマ法は、商業の法
- ◎ローマの信託法は財産法と相続法への対応として作られ、受託者が他者のために財産を保有することを法典化(6世紀)
- ◎信託を用いれば、ローマ人の遺言者は犯罪者や外国人など本来は遺産を相続できない受益者に、遺産を残せた。



(バチカン 筆者撮影)

# ゲルマン法 (Early Germanic law)

- ◎ゲルマン法は、農耕の法
- ◎同法サリカ法ザールマン制度：遺言執行制度で法典化（7世紀）
- ◎ザールマン制度（信頼された人）とは、種々の機能を持つ財産の信託的譲渡を意味
- ◎被相続人が相続人なしに死亡した場合、遺産は国王に帰属するという法ルールを前提に、この回避策として、活用



(資料：amebro)

# イスラム法 (Islamic law) = シャリーア (Shari'a Law)

◎シャリーアは、コーランと預言者ムハンマドの言行を法源とする幅広い法律

◎土地建物について信託（ワフク）の概念が認められた。

◎ワフクとは、寄進者が寄進する財産の処分権を停止・凍結して、それを自らが指定する管理人に委ね、そこから上がる収益を慈善目的のために与えることを取り決めた契約



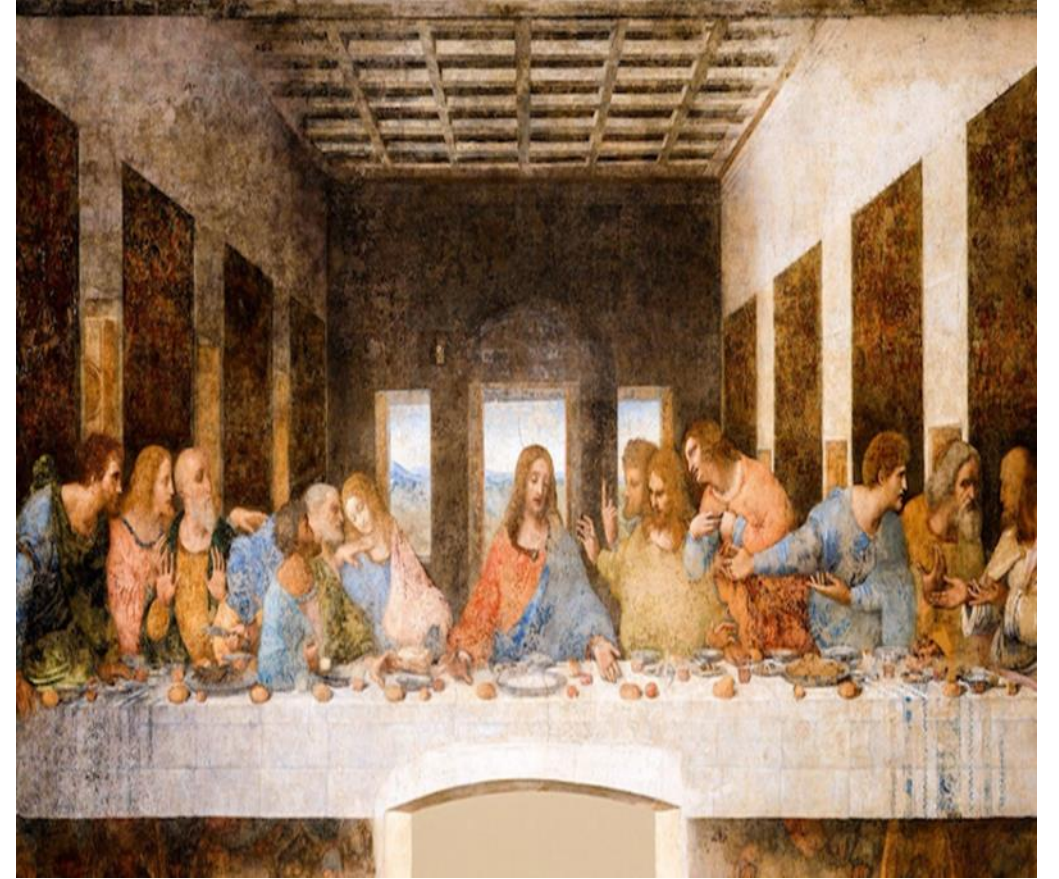
(資料：WIKIPEDIA)

# 新約聖書（New Testament）

◎『タラントン』のたとえ話  
新約聖書ルカによる福音書  
第19章11節

◎旅に出るに際し主人（キリス）が下僕を預けた。下者がたがいない。主人は何か下僕に託した。主人は何か下僕に託した。主人は何か下僕に託した。

◎主人は何か下僕に託した。主人は何か下僕に託した。主人は何か下僕に託した。



(資料：サンタ・マリア・デッレ・グラツィエ教会)

# 仏教（Buddhism） 弘法大師空海の種智院

## ◎私塾の開設

弘法大師空海が私設の教育機関を作るに際し、帰依していた右大臣藤原三守が、私邸の一部の土地などを提供

◎宗教家である空海に直接財産を譲渡できないため、出資の受託者として第三者が介在させられている。



（資料：綜芸種智院跡）

# 英国衡平法（equity law）のUSES

◎USES：信託の嚆矢

主に以下の二つの要因から形成

◎宗教

フランシスコ修道会清貧の教義  
と富裕者魂の救済策の折合い（所有ではなく使用させる）

◎土地制度

封土システム下における渡海する  
十字軍派遣騎士が郷里に残した  
財産の維持・確保を図るもの



（ビッグベン 筆者撮影）

# 宗教：清貧と煉獄

## 宗教

◎修道士は、清貧の不所有だが、現実には布教や生活に使用できる空間が必要

◎富裕者は、罪深いため、煉獄から天国へ移るには財産の喜捨が必要

◎折合い：富裕者は土地建物の所有権を第3者に渡し、その第3者が教会に使用提供



(NOTE.COM)

# 土地制度：十字軍

## 十字軍

◎前提英国の特殊な土地制度

土地は英国王のもの

⇒下賜封土管理の必要性

(管理放棄・所有権喪失)

⇒相続人 (嫡子長男のみ)

◎出征に際し、信頼のおける  
第3者に管理を委託





# ヘンリー八世のUSES禁止法

◎1535年USESユース禁止法公布

背景

⇒USESの利用により国家財政  
が逼迫

⇒違法手段としてUSESの濫用  
が横行

◎その結果、USESは禁止  
USES以外の手法は許容  
(現在のTRUST・信託)



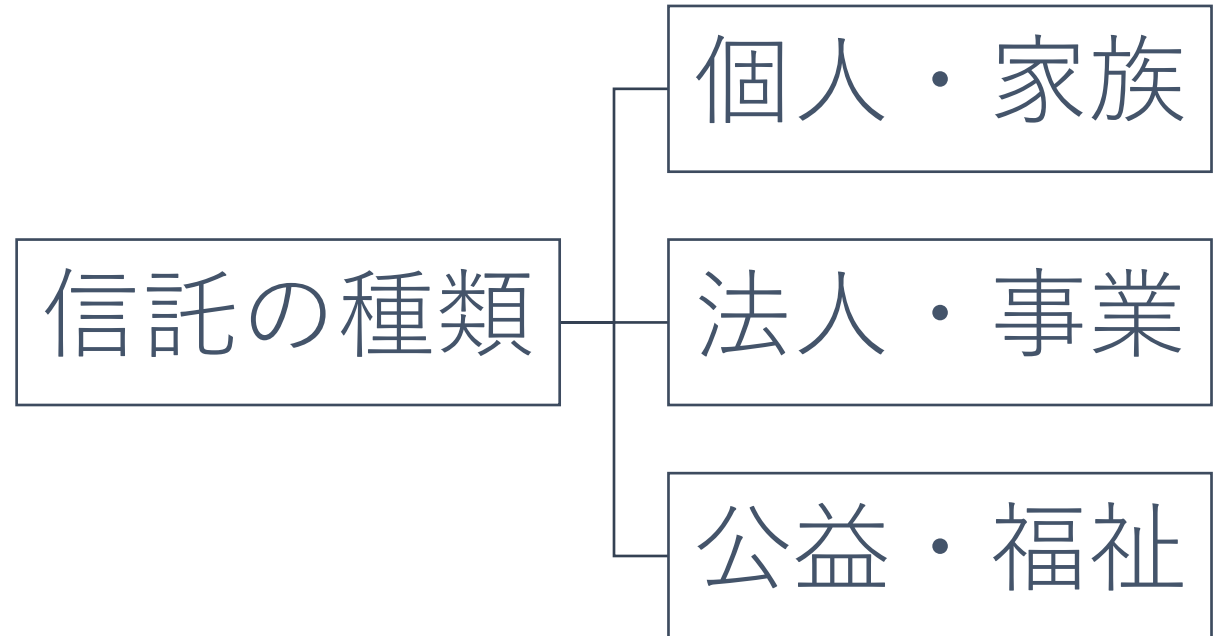
# 米国における信託の展開 (個人資産管理から事業用の資産管理へ)

## ◎当初家族信託が主体

老後のための資産管理、配偶者や子孫に対する財産承継や財産管理

## ◎その後、事業向け信託に拡大

資産管理の手法としての信託という制度が会社、金融や不動産の流動化、証券化スキームの形に展開



# 米国における信託法展開の例 会社

◎会社制度に替わる利用

会社法(州法)の制限

存続期間・資本金(資本充実)等

◎会社に替わる会社運営の手段

⇒事業信託

(狭義ビジネス・トラスト)

⇒株式会社の株主と同じ

◎スタンダード・オイルのような大企業も1882年から1892年までビジネス・トラストの企業形態



# わが国における信託法の移入 (規制から利用拡大)

## 規制法

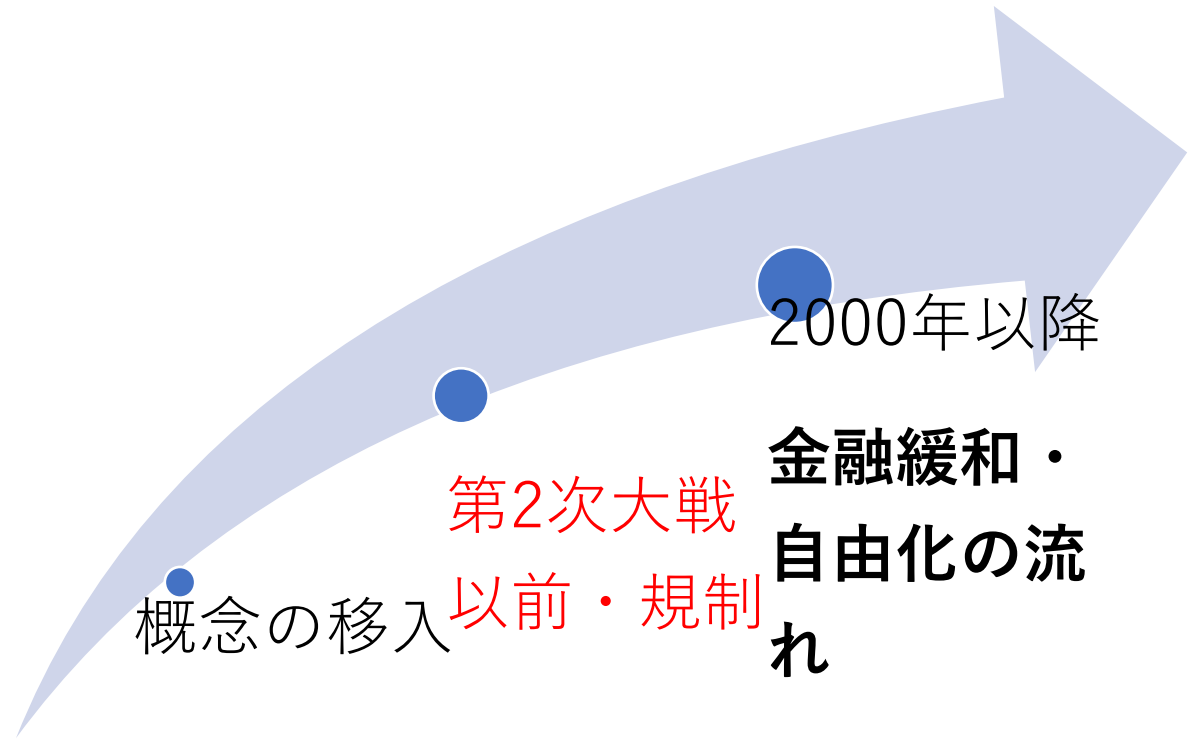
1905年 担保付社債信託法  
カストディ

1922年 信託業法・信託法  
乱用防止

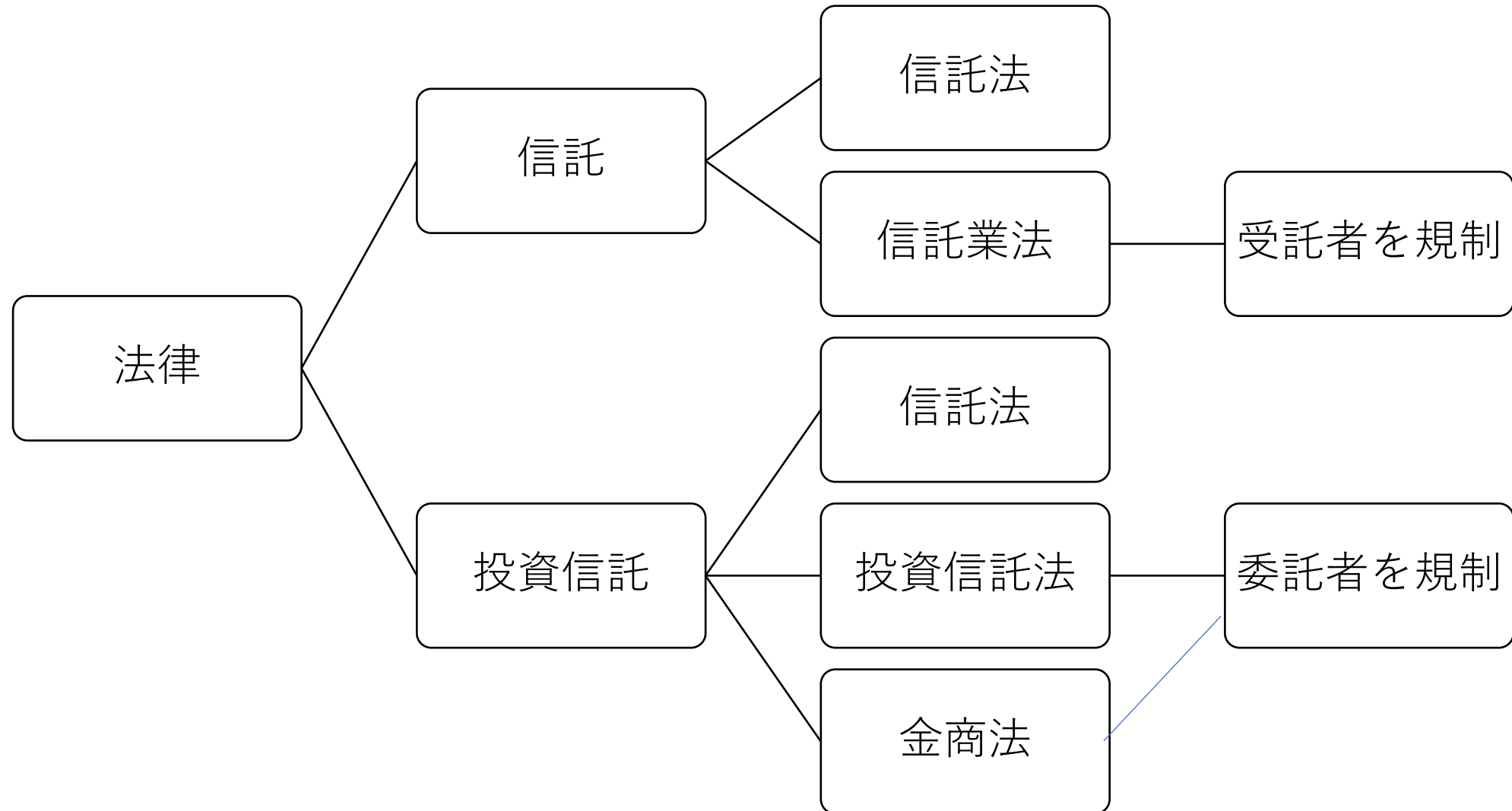
## 規制緩和

2004年 新信託業法  
①対象財産の拡大  
②参入規制の緩和  
③信託業務の一般化

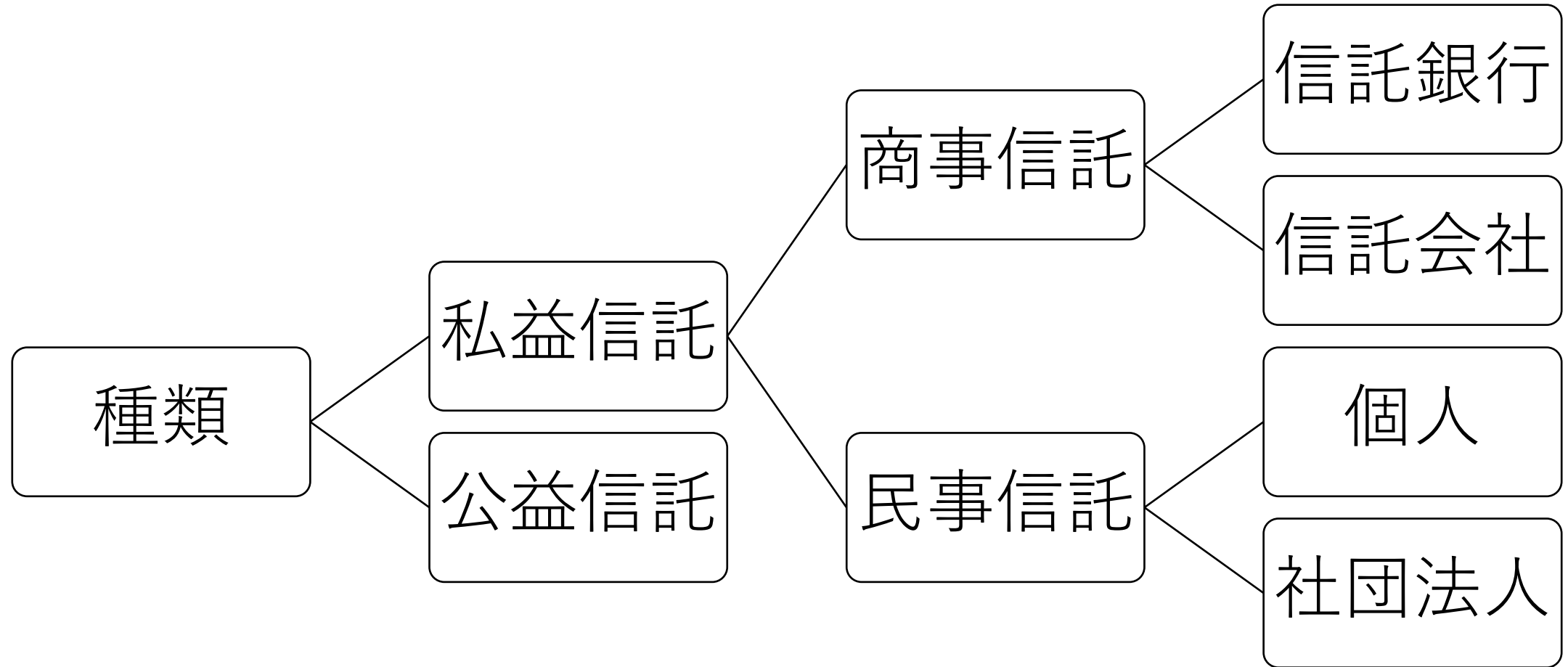
2007年 信託法信託業法改正  
多様な利用形態など



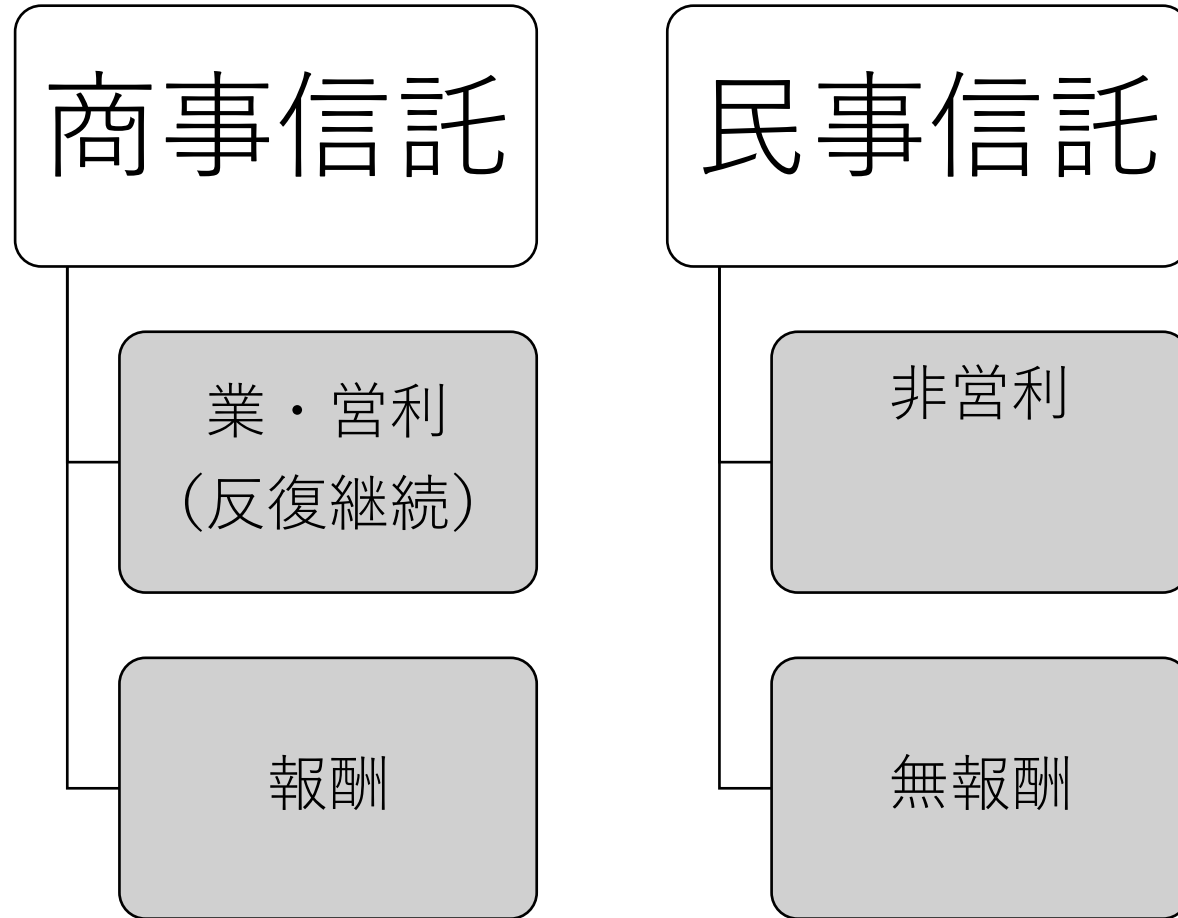
# 信託に関する法律



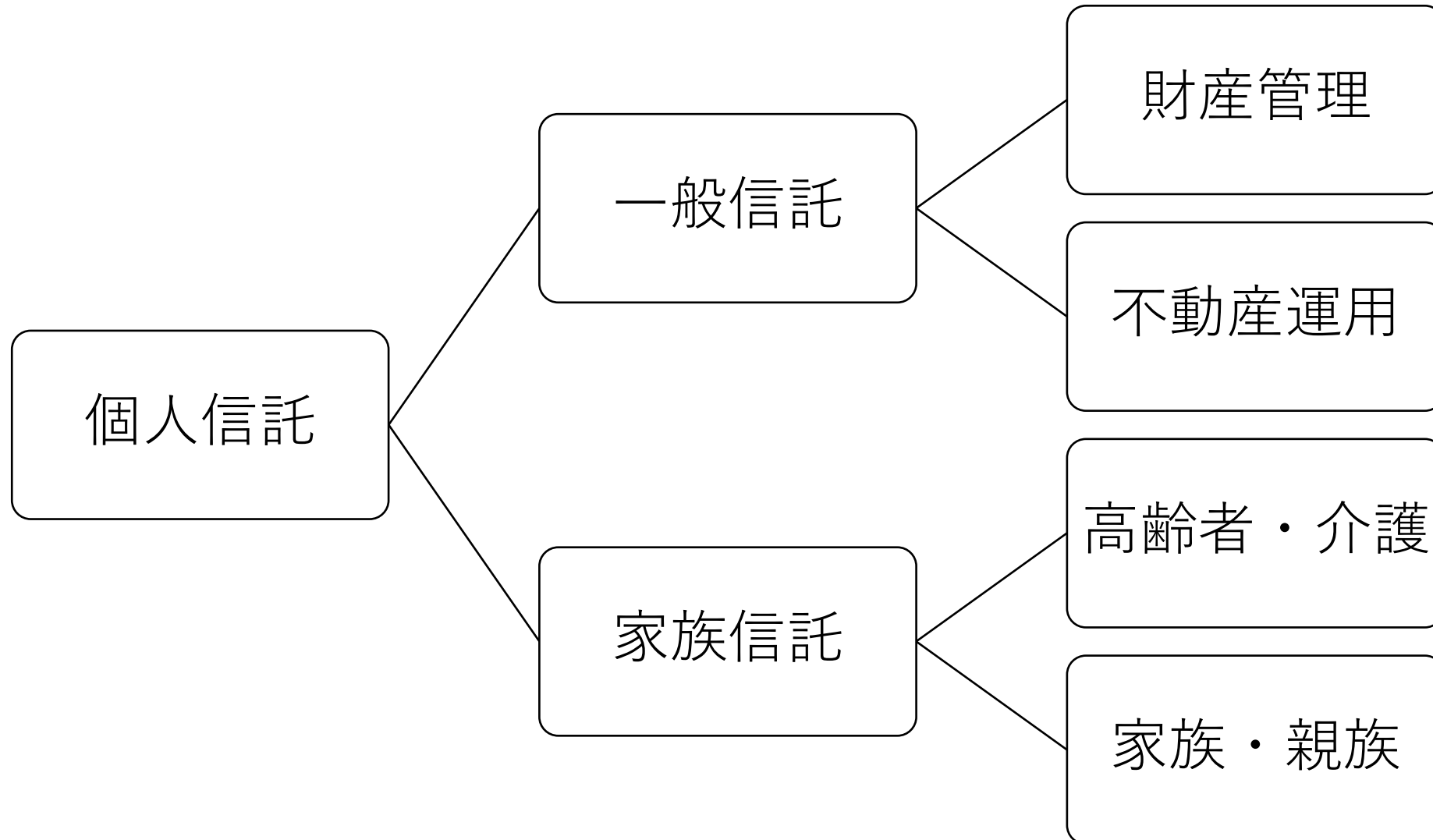
# 信託の種類



# 信託の種類—2

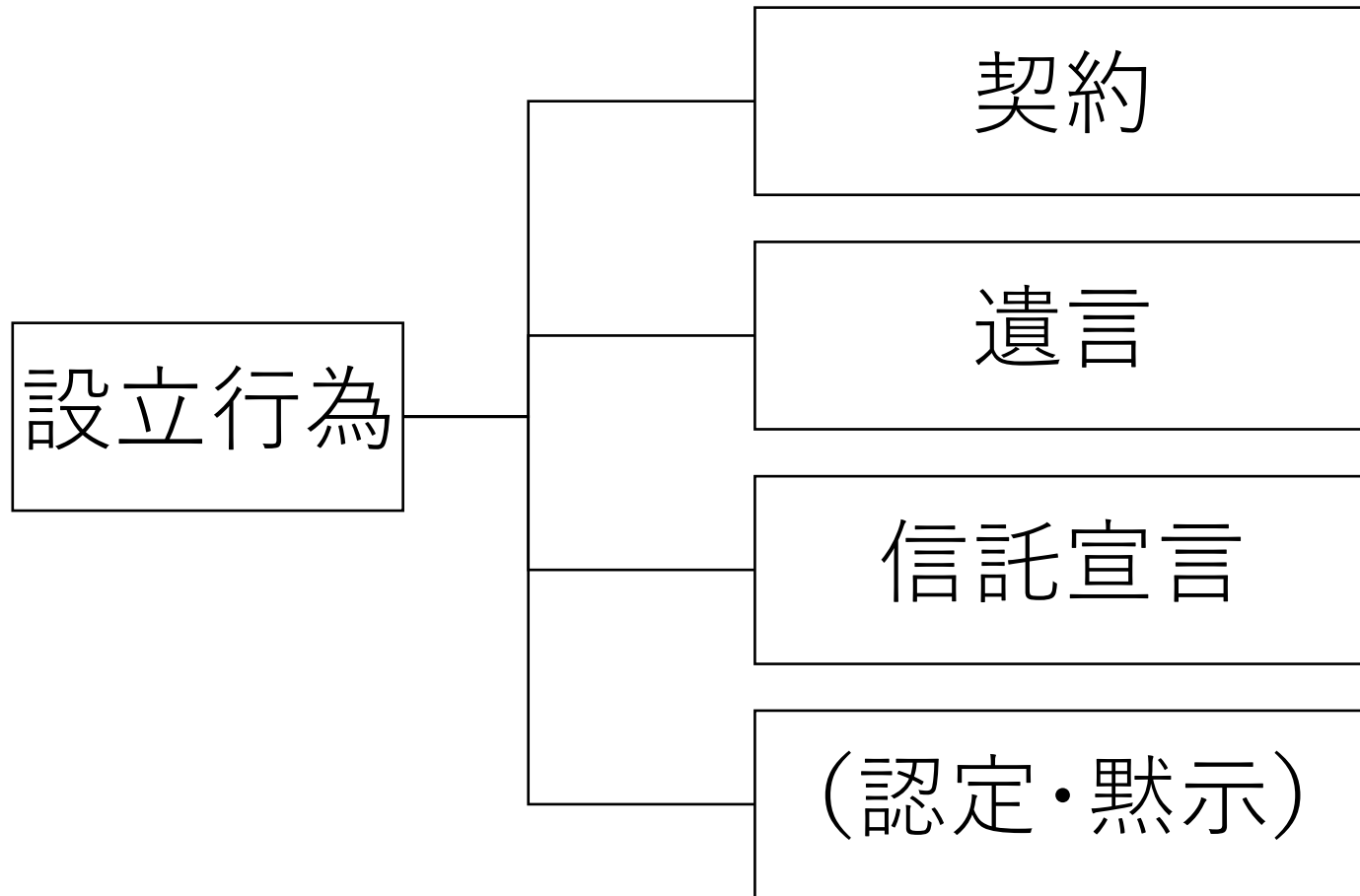


# 信託の種類ー 3

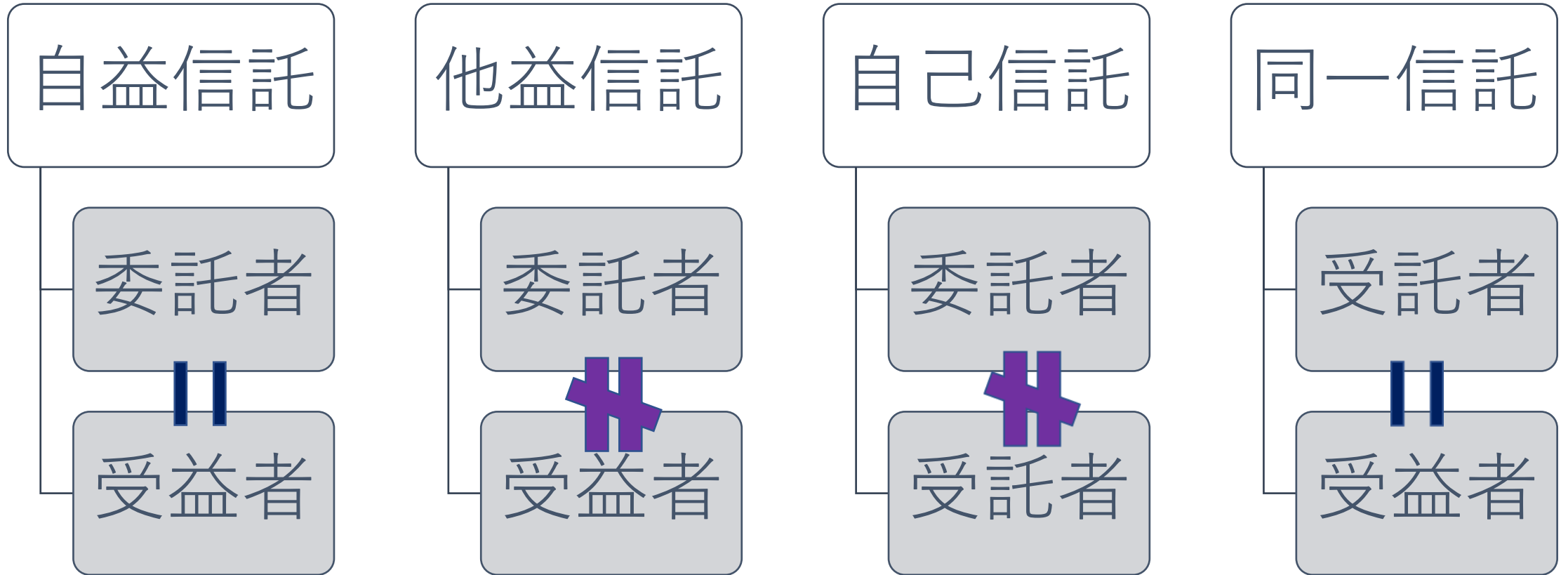




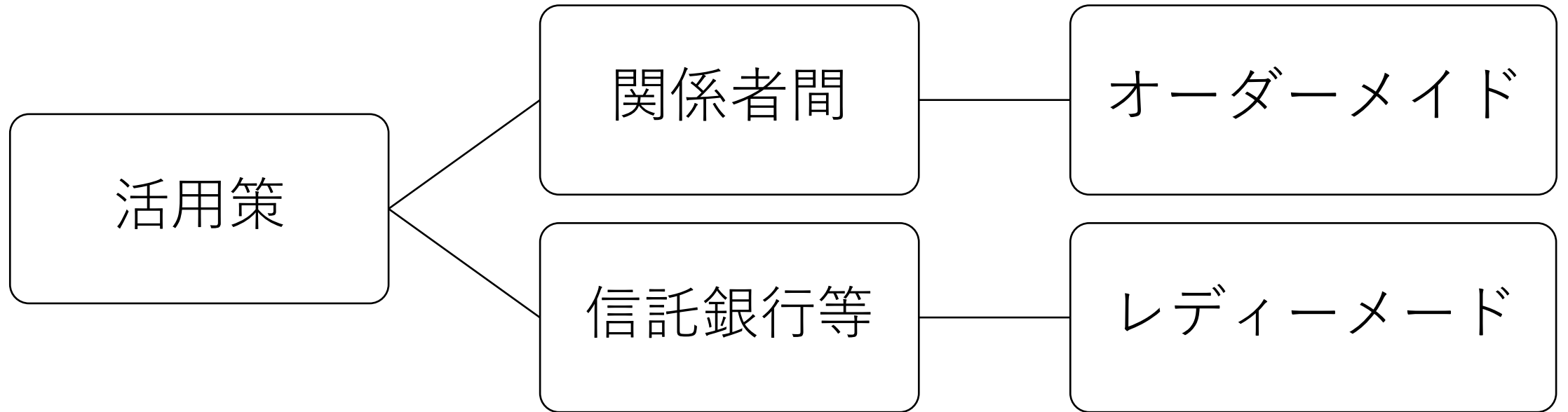
# 信託の設立行為



# 信託宣言



# 信託制度の活用



# 信託利用の相続対策（関係者間）

## 受益者連続型「跡継ぎ遺贈」の有効性）

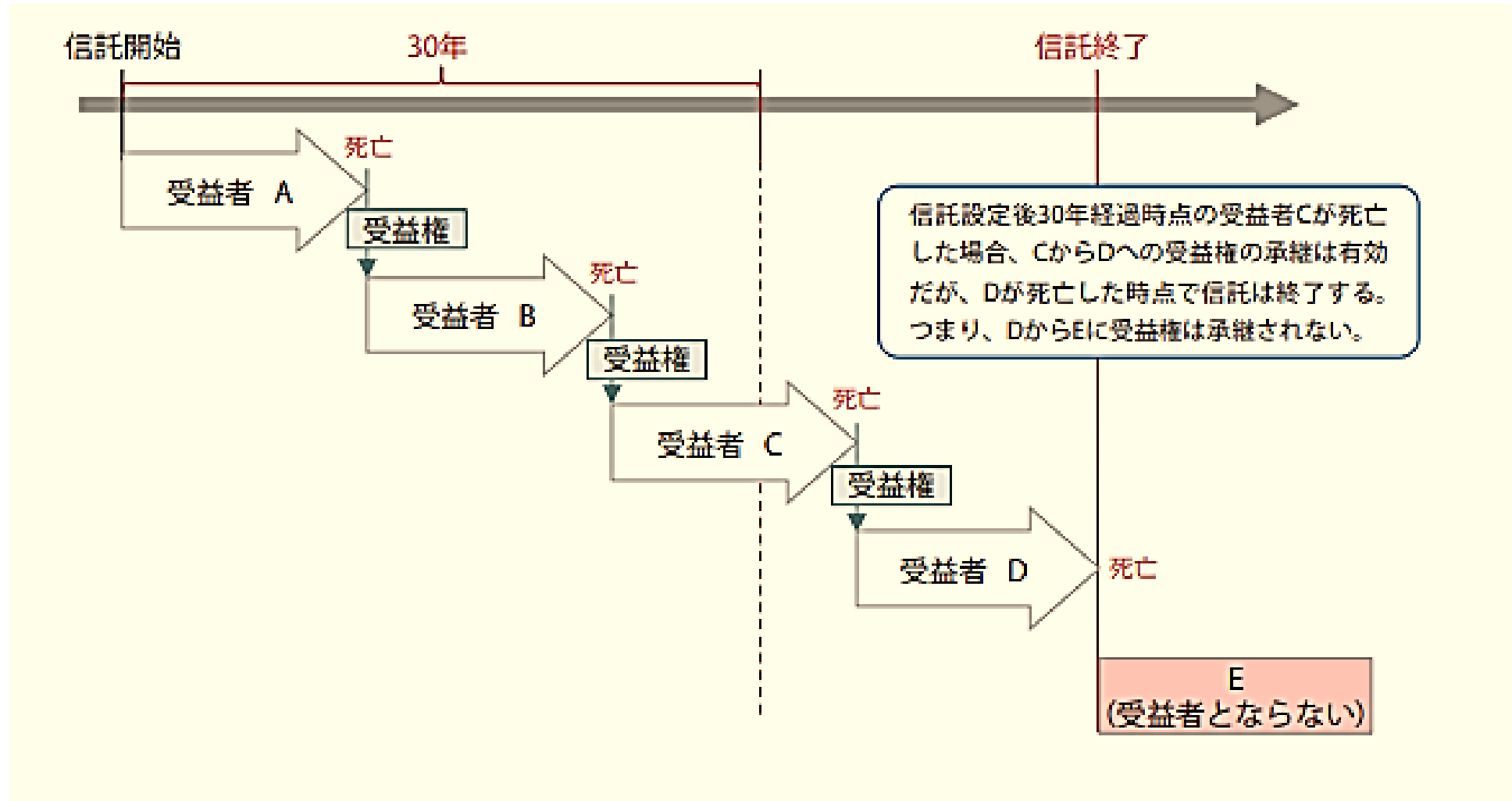
○平成19年信託法改正で導入（信託法第91条）

○通常の遺言では財産を相続人が、その財産を誰に相続するかは当該相続人が決めることであり、被相続人が決めることは不可能。

○信託の活用により、信託した時から30年先の相続まで受益者の指定可能（受益者連続型信託：信託法第91条）となった。

○例えば、被相続人（夫）が、受益者連続型信託を設定。生存中は、自分が受益者となり、死亡後は妻が受益者となり、その死亡後は、自分の弟が受益者となることを認める。

# 有効期間の考え方（資料：野村資産承継）



# 事業承継に利用

○株主権（共益権と自益権の分離）等

後継者（会社を引き継ぐ子供）以外の子供が会社経営に口出しするのを防ぐために無議決権株式、取得請求権付株式、取得条項付株式等の種類株式を発行するケースで信託を活用すると、

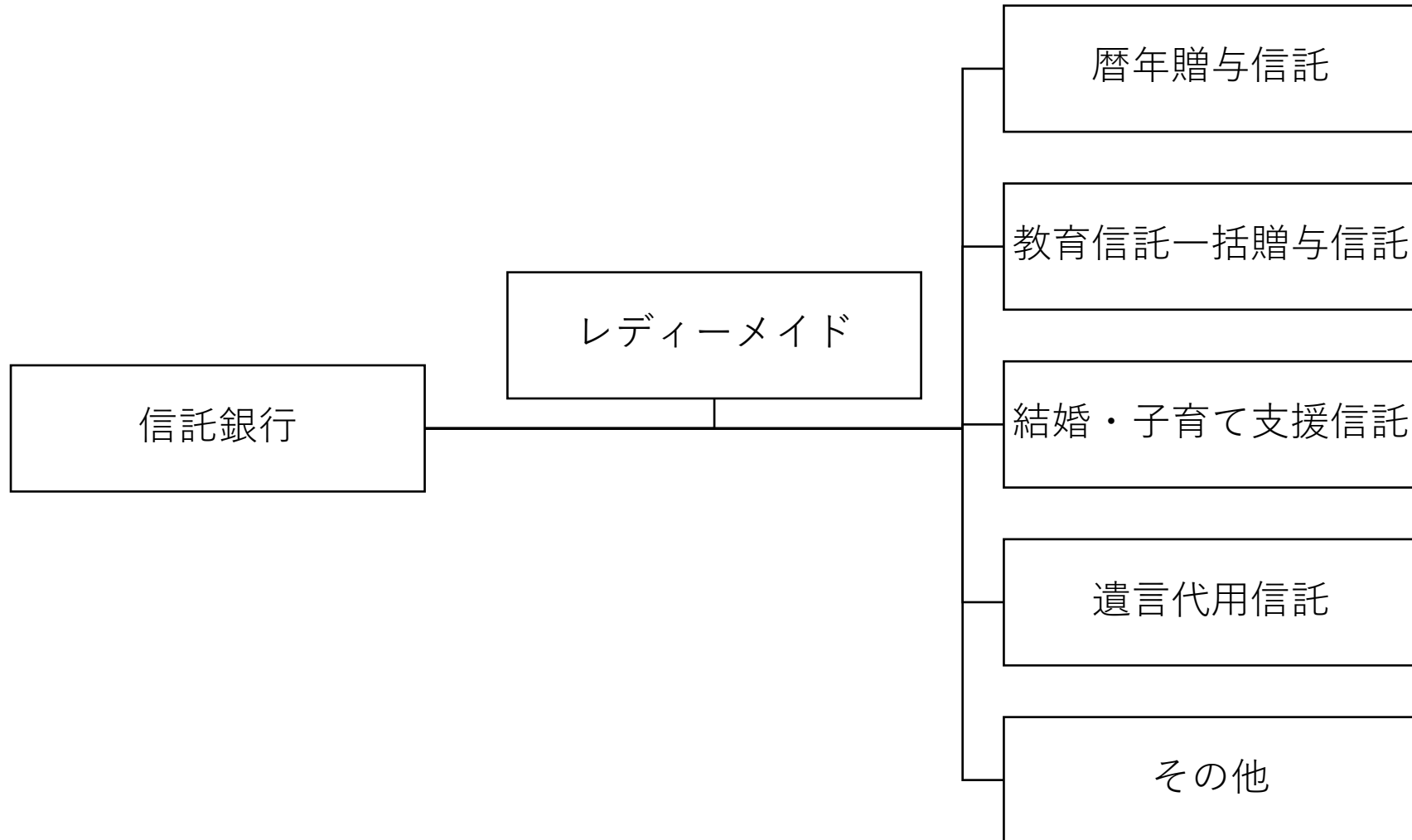
株式の権利について、議決権を行使する者（受託者）と受益者に分けることができ、種類株式を使うよりも簡易な手続きで事業承継対策を行うことが可能

# 財産の管理

○年少者や高齢者のように自分で財産を管理することが心配なケースでは、

信託契約を締結して親族の方が代わりに財産を預かって管理することが可能

# 信託銀行の活用例





# 暦年贈与信託

○暦年贈与の実施にあたり、贈与契約書の作成、贈与資金の入金確認等の贈与手続きを信託銀行が代行するもの（連続贈与とされる蓋然性の回避）

○メリット

信託銀行が贈与者と受贈者の間に入り、贈与の手続きを代行することで「贈与」の証跡を確実に証明できる（契約書、金額、時期）

**（税務署に贈与の成立を客観的に証明する可能）**

## 教育資金贈与信託（一括）

○平成25年度税制改正で導入

○子・孫・ひ孫等を受益者とし祖父母・父母等が委託者として、信託受託者である信託銀行に、

教育資金を目的として金銭等を信託した場合に、1,500万円を限度として贈与税が非課税になる制度（学校等以外（塾等には500万円）

# 結婚・子育て支援信託

○平成27年税制改正で導入

○父母や両親の資産を早期に移転することを通じて、子や孫の結婚（挙式費用等）・出産・子育てを支援するためにされた制度

○委託者である祖父母等が孫等（20歳以上～50歳未満）を受益者、信託銀行を受託者として、結婚・子育て資金を信託した場合に、1,000万円（結婚に際して支出する費用については300万円）を限度として贈与税が非課税になる制度

# 遺言代用信託

○相続が発生すると、葬式費用や介護施設・病院代等の一時的な費用が発生する。

○しかし、相続後の被相続人の財産は遺産分割協議が完了するまでは相続人の共有物となるため、勝手に預金口座から引出すことは出来ない。

○そのような場合に、生前に信託銀行に金銭信託を申し込み、相続人の中から受取人をあらかじめ決めておけば、死亡診断書、通帳、印鑑、本人確認書類などがあれば相続後直ちに財産を受取ることが可能